

まえがき

障がいのある児童生徒の就学及び教育のあり方をめぐっては、世界的な潮流を受け、我が国も大きく動き出しています。国連の「障害者権利条約」に示された「インクルーシブ教育」を具現していくために、内閣府の「障害者制度改革推進本部」の下、検討が重ねられ、平成 23 年 8 月には「障害者基本法」が改正されました。

改正障害者基本法には、「可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と示されています。

これらの流れを受けて、文部科学省においても、中央教育審議会のもとに「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、平成 24 年 7 月には、以下のような最終報告がなされました。

○ 〈最終報告の主な内容〉

- 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築する必要性
- 2 早期からの、そして一貫した相談支援を担う就学相談・就学先決定の在り方
- 3 合理的配慮と基礎的環境整備の提供
- 4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 5 特別支援教育を充実するための教職員の専門性の向上

など。

この一連の流れの中で、平成 25 年 9 月 1 日に、「学校教育法施行令の一部改正」がなされ、障がいのある児童生徒の就学にかかわる制度が改正されました。

この動きは、「障がいのある子もない子と共に学び共に育つことを理念としたインクルーシブ教育」に向けて、国として大きく舵が切られているということであり、諸学校におけるよりきめ細かな対応が求められています。

一方、長野県では、児童生徒数が減少する中において、小中学校における特別支援学級に在籍する児童生徒数は大幅に増加しており、通常の学級の担任を含むすべての教員が、特別支援学級とかわる機会が増えています。特別な支援を要する児童生徒の育ちを支えるためには、将来の自立と社会参加に向けた教育的ニーズを関係者が共通に理解し、最も適切な教育環境の中で一人一人のもてる力を最大限に高める教育が受けられる環境を整えることが必要と考えます。

このたび、「特別支援学級ガイドライン」を発刊しました。このガイドラインは、障がいのある児童生徒にとって、適切な特別支援学級経営のあり方、最も適切な教育を行うための教育課程など、初めて特別支援学級の担任になった教員にも分かりやすく解説してあります。さらには、通常の学級の担任も含め、全ての教員による特別支援学級に在籍する児童生徒への適切な教育を提供できるように、特別支援学級と原学級の連携のあり方などもまとめて記載しました。

各小中学校においては、本ガイドラインを積極的に活用いただくことで、障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた、より充実した教育活動が営まれることを願っています。

平成 26 年 3 月

長野県教育委員会

特別支援学級ガイドライン（目次）

- まえがき
- 目次
- 第1章 はじめに
 - 1 特別支援学級の担任となって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2 特別支援学級の1年間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 特別支援学級の1年間
 - (2) 4月のスタートを成功させよう！
 - (3) 教室環境を整える
- 第2章 基本編
 - 1 特別支援学級にかかわる法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 特別支援学級の位置づけ
 - (2) 特別支援学級の教育課程
 - (3) 教科用図書の使用
 - (4) 交流及び共同学習
 - 2 特別支援学級への就学にかかわって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) これからの就学相談支援
 - (2) 児童生徒の教育的ニーズに応じた校内就学相談
 - (3) 対象となる障がいの種類及び障がいの程度
 - 3 特別支援学級の教育課程の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 特別の教育課程編成の手順
 - (2) 特別支援学級の教育課程の編成
 - 4 特別支援学級にかかわる基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 特別支援学級担任の資格要件
 - (2) 中学校特別支援学級の授業を担当する場合の配慮点
 - (3) 在籍児童生徒の特別支援学級で受ける授業時数
 - 5 出席簿・指導要録の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 出席簿の取り扱い
 - (2) 指導要録の記入
 - 6 通級による指導とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 通級による指導とは
 - (2) 対象となる児童生徒
 - (3) 特別の教育課程の編成について
 - (4) 指導内容・指導時間について

- (5) 通級による指導の場
- (6) 通級による指導の対象となる児童生徒の拡大

○ 第3章 実際編

- 1 教育課程編成の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 教育課程編成の手順
 - (2) 時間割の例
 - (3) 交流及び共同学習

- 2 「個別の指導計画」の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 「個別の指導計画」の作成の手順の例
 - (2) 「個別の指導計画」の記入例
 - (3) 「個別の指導計画」を活用した授業づくり
 - (4) 「個別の指導計画」の活用及び引き継ぎ

- 3 「個別の教育支援計画」の活用と進路指導の充実・・・・・・・・ 42
 - (1) 横を広げる ～福祉・医療・労働等との横の連携～
 - (2) 縦に繋ぐ ～幼保小中高の縦の連携～
 - (3) 小学校段階からキャリア教育の視点を持って
 - (4) 進路指導の充実

○ 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47